オープンカウンター方式による見積依頼の公示

次のとおりオープンカウンター方式による見積り合わせを行います。

令和7年11月25日

支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 澤出 智信

- ◎調達機関番号017 ◎所在地番号37
- ○公示番号第127号
- 1 オープンカウンターに付する事項
 - (1) 件名 香川労働局におけるモニターの購入
 - (2) 仕様、納入期限及び納入場所 仕様書のとおり
 - (3) 契約方法 オープンカウンター方式による見積り合わせ
- 2 オープンカウンターに参加するものに必要な資格に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次の各号に掲げる制度が適用されるものにあっては、この入札書提出期限の直近2年間 (オ及びカについては2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険、イ 健康保険(全国健康保険協会が所掌するもの)、ウ 船員保険、
 - エ 国民年金、オ 労働者災害補償保険、カ雇用保険
 - (4) 提出書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - (6) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (7) 本件の見積書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関)から公表されたものに限る)を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - (8) 仕様書の履行期限内に確実に履行できる者であること。

3 仕様書等の交付方法

窓口手交、郵送、電子メール又は電子調達システム(GEPS)において交付する。

窓口の住所等については、下記5(1)参照。郵送の場合は、返信用封筒及び切手は入札予 定者の負担とする。

※電子調達システム(GEPS)のURL:

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101

- 4 見積書の作成
 - (1) 見積者は、次の事項を記入した見積書を作成の上、提出すること。
 - 一 宛名(「支出負担行為担当官 香川労働局総務部長」とすること。)
 - 二 見積内容(品名、数量、単価、金額)
 - 三 作成日
 - 四 氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者名)
 - 五 住所
 - (2) 見積書の様式は任意とする。
 - (3) 見積書はすべて日本語で作成すること。
 - (4) 見積書の金額は、見積もった金額の110分の100に相当する金額(税抜き価格)、消費税及び地方消費税額(消費税額)及び税抜き価格に消費税額を加算した合計金額(税込み価格)を記載すること(円未満の端数切捨て)。ただし、免税業者においては、見積書にその旨を明記すること。
 - (5) 履行に必要なすべての費用を考慮し、見積りすること。
 - (6) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。
- 5 見積書等の提出場所及び提出期限等
 - (1) 提出場所

〒760-0019

香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階

香川労働局総務部総務課 会計第二係

電話:087-811-8915

Mail: soumukaikei37@mhlw.go.jp

(2) 提出方法

持参、郵送、電子メール又は電子調達システム(GEPS)により提出すること。電信、電話等による提出は認めない。

(3) 提出期限

令和7年12月9日(火)17時00分

※同等品の見積書の場合は、令和7年12月4日(木)17時までに提出すること。

- (4) 提出書類
 - 一 見積書
 - 二 誓約書及び役員名簿(別紙1-1、1-2)

6 見積り合わせの結果通知

令和7年12月10日(水)12時までに、契約の相手方に決定した者のみに電話又は電子メールで通知する。

7 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 提出期限までに到着しないもの
- (2) 参加資格を有しない者が行ったもの
- (3) 記名を欠くもの
- (4) 金額を訂正したもの
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの
- (6) 仕様書の条件に違反したもの
- (7) 見積りに際して不正な行為があったと認められるもの
- (8) 同一人の見積りで金額の異なる二通以上による見積書

8 請書の作成の要否:要

内容は、請書(案)のとおり

契約の相手方が請書に記名押印し、支出負担行為担当官に提出した場合に、本契約は確定する。

9 受注者の決定

有効な見積りを行った者を契約相手方とする。有効な見積りを行った者のうち、予算決算及び会計令第79条の規定等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。

10 支払条件

業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

11 問い合わせ先

5(1)と同じ

以上公示する。